



# 佐賀県公報

平成20年  
3月24日  
(月曜日)  
号外第4号

(○印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 規 則

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(七・職員課)一

東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与の特例に関する規程

の一部改定

(規程二)

### 公布された規則のあらまし

#### ○佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第七号)

- 1 現業職員の平成二〇年四月一日から平成二三年三月三一日までの間ににおける給料月額については、佐賀県現業職員の給与に関する規則等により定められた額から、当該額に一〇〇分の四を乗じて得た額を減じた額とすることとした。(附則第六項関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

### ○ 規 則

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

#### ● 佐賀県規則第七号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十一号)

の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「牛鶏糞乾燥処理作業業務」を「港湾巡視業務及び牛鶏糞乾燥処理作業業務」に、「当該実績簿」を「所要事項を記入し、かつ、これに改め、同条に次の一項を加える。

3 前項後段の規定にかかわらず、職員が同項後段に規定する所要事項を電子計算組織に登録し、当該電子計算組織を利用して所属長の決裁を受けたときは、当該登録をもつて、同項後段に規定する作成、記入及び保管に代えることができる。

附則に次の一項を加える。

(職員の給料の特例)

#### 6 職員の平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間ににおける給料月額は、第二条第一項及び佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年佐賀県規則第五十七号)附則第四項の規定にかかるわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に百分の四を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額及び勤務一時間当たりの給与額(条例第十六条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。)の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

様式中「牛鶏糞乾燥処理作業」を「〇〇」に改め、同様式の備考中2を3とし、1を2とし、同様式の備考1として次のように加える。

1 累積簿は、手当を支給すべき特殊勤務ごとに作成すること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

## ○ 東部工業用水道事項

### ● 佐賀県東部工業用水道規程第一号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与の特例に関する規程（平成十九年佐賀県東部工業用水道規程第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十四日

佐賀県知事 古川康

第一項中「規程第九条第一項の規定による管理職手当が支給される職員（を削り、「第二条第二項」を「第二条」に、「以下「管理職員」という。）に限る」を「以下同じ」に、「平成二十年一月一日」を「平成二十年四月一日」に、「百分の六」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 規程第九条第一項の規定による管理職手当が支給される職員（以下「管理職員」という。） 百分の六

二 前号に掲げる職員以外の職員 百分の四

### 附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。